

# 一般社団法人石川県主要農作物種子協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 協会は、一般社団法人石川県主要農作物種子協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、水稻、麦及び大豆種子の計画的な生産と選別調製の効率化を図り、もって種子の安定的供給と品質の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 採種計画の樹立と種子の需給調整
- (2) 種子生産の圃場調査と改善指導
- (3) 生産者・実需者への研修会及び講習会の開催
- (4) 種子の選別調製と加工
- (5) 農産物検査に関する業務(農産物検査員は、職務上公平な立場にあり、他事業部門からの影響を受けない。)
- (6) その他前条の目的達成に必要な事業

2 前項の第1号から第6号に掲げる事業は、石川県において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、次のとおりとする。会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 石川県に主たる事務所を有する農業協同組合中央会、農業協同組合連合会及び農業協同組合
- (2) 石川県に従たる事務所を有する全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- (3) 協会の目的に賛同する石川県内の市町その他団体

(出資)

第6条 会員は、協会の事業の運営に資するため、出資金を納入しなければならない。

- (1) 出資金1口の金額は、10万円とする。
- (2) 出資の払い込みは、全額一時払込みとする。
- (3) 前号の出資及びその徴収方法は、総会で定める。

(会費)

第7条 会員は、総会の決議に基づき、会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、会長理事に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、会員を除名することができる。

- (1) 協会の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 協会の定款その他諸規定に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資

格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての会員が同意したとき。
- (3) 会員が解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 前3条により会員資格を喪失した会員が既に納入した出資金、会費その他抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第13条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長理事 1人
  - (2) 副会長理事 2人
  - (3) 常務理事 1人
  - (4) 理事（会長理事、副会長理事及び常務理事を含む。）6人以上25人以内
  - (5) 監事 2人
- 2 前項の会長理事をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は会員の役職員及び学識経験者のうちから総会の決議によって選任する。

- 2 会長理事、副会長理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、協会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長理事は、会長理事を補佐する。
- 4 常務理事は、会長理事及び副会長理事を補佐し、事務局を統括して会務を処理する。
- 5 会長理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の決定を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して 事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第18条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。

## 第5章 事務局

#### (設置等)

第20条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び職員は、会長理事が任免する。

## 第6章 総 会

### (構成)

- 第21条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法上の社員総会とする。

### (権限)

- 第22条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 役員を選任又は解任
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

- 第23条 総会は、毎年1回、事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する通常総会と必要に応じて開催する臨時総会とする。
- 2 前項の通常総会をもって一般社団法上の定時社員総会とする。

### (招集)

- 第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。
- 2 総議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

### (議長)

- 第25条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、会員1団体につき1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、会員の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行う。役員候補者数が定款に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印する。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は事故があるときは、副会長理事が理事会を招集する。
- 3 会長理事(会長理事が欠けたとき又は事故があるときは、副会長理事。以下この条において同じ。)以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を会長理事に請求することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

## 第8章 運営委員会

### (専門機関の設置)

第37条 協会に、専門機関としての運営委員会を置く。

### (構成)

第38条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員は、6人以上25人以内とする。
- 3 運営委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから会長理事が委嘱する。
- 4 運営委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 運営委員会に運営委員長をおくものとし、運営委員の互選により定める。

### (権能)

第39条 運営委員会は、必要により運営委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、協会の運営に関する事項について検討し、その結果を理事会に報告する。

## 第9章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 出資金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 積立金特別会計
- (6) その他の収入

### (積立金の処分)

第41条 前条第5号の積立金特別会計に係る積立金については、理事会の議決を経て会



長理事が別に定める場合に限り、総会において総会員の3分の2以上の同意を得て、これを処分することができる。ただし、緊急を要するときは、理事会において3分の2以上の同意をもって総会の議決に代えることができる。この場合においては、会長理事が直後の総会にこれを報告し承認を得なければならない。

(資産の管理)

第42条 資産は、会長理事が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第43条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 協会の事業計画及び収支予算は、会長理事が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第46条 協会の事業報告及び収支決算は、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書
- (5) 財産目録

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第48条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由より解散する。

### (残余財産の帰属)

第49条 協会が解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 協会は、剰余金の分配を行わない。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第50条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 附 則

1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この協会の設立当初の会長理事は安田舜一郎とする。

3 一般法人法及び整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款は、平成27年6月5日改正施行する。